

水道の基本料金の減免について（物価高騰対策）

1 目的

物価高騰の影響を受けている市民や市内事業者の支援を目的に、浜田市（市長部局）の物価高騰対策として水道の基本料金を減免します。

2 対象者及び対象期間

【対象者】

- ・ 浜田市の水道を使用しているすべての水道契約者（官公署は除く）
 - ・ 共同住宅などで、家主や管理会社が一括して水道契約をされている場合は、管理会社等に請求する水道料金の「基本料金」を減額
- ※ 基本料金の発生しない臨時用及び船舶用は除きます。

【対象期間】

奇数月に請求を行う地区：令和8年7月、9月請求分（令和8年6月、8月検針分）
偶数月に請求を行う地区：令和8年8月、10月請求分（令和8年7月、9月検針分）

※ 閉栓等に伴う精算分は、令和8年6月1日～9月30日の精算を対象とします。

3 減免の内容

水道料金のうち「基本料金」を免除します。

※ 使用水量に応じて加算される従量料金については、通常通り請求します。

※ 下水道使用料は減免対象ではありません。

メーター 口径	水道の基本料金 2か月分 (消費税込み)	免除される金額	
		2か月分 (1回請求分：消費税込み)	4か月合計の免除額 (2回請求分：消費税込み)
13mm	1,848円	△1,848円	△3,696円
20mm	1,980円	△1,980円	△3,960円
25mm・30mm	2,860円	△2,860円	△5,720円
40mm	6,820円	△6,820円	△13,640円
50mm	13,640円	△13,640円	△27,280円
75mm	20,240円	△20,240円	△40,480円
100mm	68,640円	△68,640円	△137,280円
150mm	78,540円	△78,540円	△157,080円

4 実施方法等

上下水道部が水道料金を減額して使用者に請求するため、使用者の申請手続きは不要です。

5 事業費及び財源

事業の実施に伴い令和8年度の水道収益が約112,000千円(税込)減収の見込みとなりますが、全額を一般会計(国交付金を活用)から補てんをします。

【事業費(減収額)】

112,000千円(4ヶ月分)

【財源(補てん額)】

一般会計繰入金 112,000千円(国:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

6 補正予算の上程(令和8年3月市議会定例会議)

事業実施に伴い、令和8年度当初予算とともに補正予算(第1号)を令和8年3月市議会定例会議に上程し、可決されました。

令和8年2月24日(火) 令和8年度当初予算 提案

令和8年3月3日(火) 令和8年度補正予算(第1号) 追加提案

令和8年3月17日(火) 当初予算及び補正予算 可決

【補正額(第1号)】

収入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1. 水道事業収益	(1) 営業収益	1,223,838	△112,000	1,111,838	給水収益 △112,000
	(2) 営業外収益	482,481	113,085	595,566	他会計補助金 113,085
収入計		1,706,320	1,085	1,707,405	

支出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1. 水道事業費用	(1) 営業費用	1,701,691	1,085	1,702,776	業務費 1,085
支出計		1,850,943	1,085	1,852,028	